

## 第5章 海外勘定の推計

### 1. 基本的な考え方

海外勘定は、わが国の居住者と非居住者<sup>18</sup>の間で行われた経常取引及び資本取引、金融取引を記録するものである。このうち、経常取引については『国際収支統計』（財務省・日本銀行）の各計数を一部 93SNA の概念に合致するよう組み替えて推計する。ただし、平成8年に改定された現行の『国際収支統計』は IMF の国際収支マニュアル第5版（1993年）に準拠しており、基本的には 93SNA の概念と整合性がとられているため、組替えが必要なのは一部の項目に限られる。

金融取引については、『資金循環統計』を使用して推計する。『資金循環統計』は 93SNA 及び IMF 金融統計マニュアルを反映させた形で平成11年に改定されており、計数面では基本的に『国際収支統計』と整合性が確保されている。

なお海外勘定は、諸外国（わが国領土内に存在する在日公館、米軍基地を含む）をまとめて海外部門とみなし、海外部門からの視点で受取・支払を記録するため、『国際収支統計』（わが国からの視点で記録）とは受取・支払がそれぞれ逆になっている。

### 2. 推計方法

#### (1) 経常取引

経常取引について SNA と『国際収支統計』の関係を簡単に図に示すと、図5-1のようになる。このように、現行の『国際収支統計』と基本的に整合性が保たれているが、一部について組替えを行う。

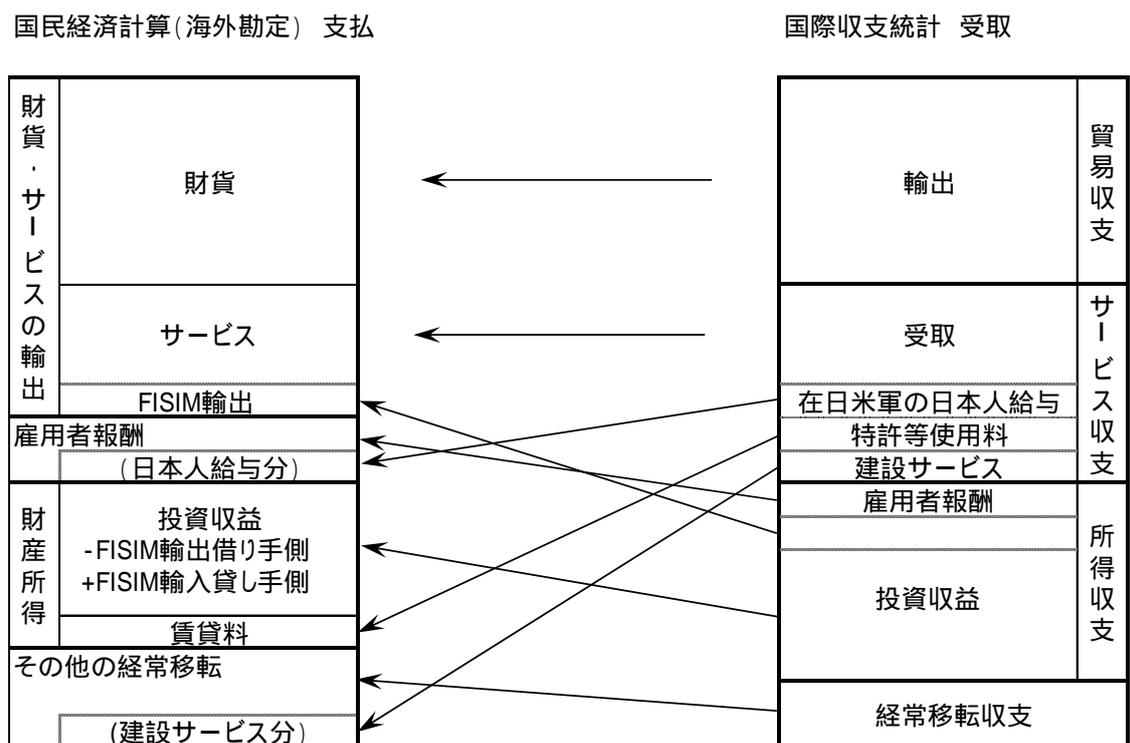
---

<sup>18</sup> 居住者と非居住者：93SNA では、個人、法人などがある国の経済領域内に住居や生産拠点もしくはその他の建物等をもうけて無期限もしくは一定期間（1年以上）の間相当規模の経済活動並びに取引に従事している場合はその国に経済的利害の中心があるとみなし、その国の居住者としている。しかし、『国際収支統計』は通達「外国為替管理法令の解釈及び運用について」における居住者・非居住者の定義により作成されている。このため、2年以上外国に滞在する本邦人を非居住者、6ヶ月以上わが国に滞在する外国人を居住者としてみなすなど、93SNA の1年以上というガイドラインとは若干異なっている。

a. 財貨・サービス輸出入

財貨については、海外勘定ではFOB建価格<sup>19</sup>で記録しており、『国際収支統計』の貿易収支と対応している。

図5-1 国民経済計算と国際収支統計の対応関係



サービスについては、『国際収支統計』のサービス収支から建設、特許等使用料及び在日米軍の日本人給与<sup>20</sup>（受取のみ）を差し引き、FISIMを調整したものと対応している。

建設はその他の経常移転に、特許等使用料は財産所得に、在日米軍の日本人職員給与は雇用者報酬に組み替える。

<sup>19</sup> FOB (Free On Board) 建価格と CIF (Cost, Insurance and Freight) 建価格：FOB 建価格とは運賃、保険料等を含まない貨物本体代金だけの価格であり、CIF 建価格とは貨物本体に加え運賃及び保険料を含んだ価格。なお、『貿易統計』（財務省）は通関金額をもとに作成されていることから、輸出は FOB 建、輸入は CIF 建で記録されており、記録時点は通関した時となる。『国際収支統計』は、CIF 建価格と FOB 建価格の差である保険料及び運賃を推計のうえ控除して FOB 建で記録するとともに、記録時点の補正（SNA の概念では所有権が移転した時点で記録）も行われている。このため、『国際収支統計』と『貿易統計』の計数は一致しない。

<sup>20</sup> 『国際収支統計』では平成 15 年 4 月分計数から、「サービス収支」として計上されているが、職員への給与支払はそれ以前から行われている。SNA では従来は『国際収支統計』と同様に平成 15 年 4～6 月期以降から計上していたが、平成 17 年基準では、それ以前に遡及して計上する。なお、SNA では、同金額は「雇用者報酬」の受取として計上する。

## b. 雇用者報酬

雇用者報酬は、基本的に、『国際収支統計』の所得収支の雇用者報酬に対応している。輸出側については、「在日米軍の日本人職員給与」分を組み入れる。

## c. 財産所得

財産所得は、『国際収支統計』の所得収支の投資収益にサービス収支の特許等使用料を加え、**FISIM**<sup>2 1</sup>を調整したものと対応している。

特許等使用料を財産所得の賃貸料に組み替えるのは、国内推計では特許使用料が賃貸料に計上されており、これと整合性を確保するためである。

## d. その他の経常移転

その他経常移転は、『国際収支統計』の経常移転収支にサービス収支の建設を加えたものと対応している。

建設サービスを経常移転に組み替えるのは、次のような理由による。

まず海外での建設活動において、**SNA**では現地事務所は相手国の居住者とみなされる。したがって、建設サービスそのものは相手国の国内取引となる。

一方、『国際収支統計』に計上されている建設サービスは、主として相手国の発注者から国内本社への建設代金の支払であることがヒアリング等の調査から判明した。つまり、サービスの提供は相手国の居住者同士で行われ、代金支払のみ居住者と非居住者との間の取引となっていることになる。このため、『国際収支統計』の建設サービスは移転取引とするのが適当であり、**SNA**では経常移転に計上することとした。

## e. 経常対外収支

支払と受取のバランス項目で、支払側に記録される。『国際収支統計』の経常収支と合致する。

## (2) 資本取引

資本取引の資本移転等の項目は、『国際収支統計』のその他資本移転と対応している。貯蓄及び資本移転による正味資産の変動は、経常対外収支+資本移転等（受取）-資本移転等（支払）となる。

なお、資本取引の貯蓄及び資本移転による正味資産の変動と、金融取引の資金過不足は、概念上金額が一致する。

---

<sup>2 1</sup> **FISIM**（間接的に計測される金融仲介サービス）は、それぞれ借り手側 **FISIM** と貸し手側 **FISIM** で構成される。海外勘定のサービスには、**FISIM** 輸出（輸入）を組み入れるが、海外勘定の財産所得には、支払ならば貸し手側 **FISIM** 輸入を足して借り手側 **FISIM** 輸出を引き、受取ならば貸し手側 **FISIM** 輸出を足し借り手側 **FISIM** 輸入を引く。

## 第5章 海外勘定の推計

### (3) 金融取引

金融資産・負債の変動（金融取引）を作成する際に得られる海外部門の取引額である。一部の項目を除き、基礎資料として『資金循環統計』（68SNAでは、海外部門の取引額は、『国際収支統計』の計数を用いていた）を用いており、各項目の具体的な推計方法については、第9章「2. 金融取引」を参照されたい。